

第5回経済環境小委員会 次第

日 時：平成16年1月22日（木）午前9時30分から

会 場：一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F 第1会議室

1 開会

2 議題

(1) 協議事項

協議経環第8号 公共的団体等の取扱いについて (資料1)

(2) 提案事項

協議経環第9号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (資料2)

協議経環第10号 その他事業 (資料3)

3 その他

経済環境小委員会の日程について (資料4)

4 閉会

公共的団体等の取扱いについて（協定項目第16号）

公共的団体等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	公共的団体等の取扱い
調整方針	<p>公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年12月10日
協議	平成16年 1月22日
確認	平成 年 月 日

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目第8号）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
調整方針	(1)尾西市および木曾川町の農業委員会は、一宮市の農業委員会に統合するものとする。 (2)尾西市および木曾川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、一宮市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

協議状況	
提案	平成16年 1月22日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

その他事業について（協定項目第23-29号）

その他事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	その他事業（競輪事業）
調整方針	競輪事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

協議状況	
提案	平成16年 1月22日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

経済環境小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
6	2月16日（月）午後2時	木曾川町役場3階 大委員会室

協 議 附 属 資 料

<協議経環第9号 8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い>

平成16年1月22日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
経済環境小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 農林水産分科会

協議項目		農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			
調整方針(案)		(1)尾西市および木曾川町の農業委員会は、一宮市の農業委員会に統合するものとする。 (2)尾西市および木曾川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、一宮市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針	
区域面積	8,239ha	2,201ha	951ha	尾西市および木曾川町の農業委員会は、一宮市の農業委員会に統合するものとする。 尾西市および木曾川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、一宮市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。	
農地面積	2,646ha	637ha	237ha		
農家戸数 (H12農業センサス)	4,068戸	1,238戸	304戸		
委員数	選挙委員	30人	20人		15人
	1号委員	1人	1人		1人
	2号委員	5人	3人		5人
	計	36人	24人		21人
任期	平成14年7月20日～平成17年7月19日	平成14年7月20日～平成17年7月19日	平成14年7月20日～平成17年7月19日		
報酬(参考)	会長	月額 32,600円	月額 23,100円		年額 112,500円
	副会長	月額 29,000円	月額 22,000円		—
	委員	月額 27,000円	月額 18,900円	年額 108,000円	
	議会推薦委員 議員の職にある場合	月額 9,600円	—	—	
	議会推薦委員 上記以外	—	月額 18,900円	年額 108,000円	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 農林水産分科会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
参考資料	区 分		選挙による委員			選任委員	根拠法令
			選任方法等	定数	任期		
	合併後の市町村に1つの農業委員会を置く場合	原則	<ul style="list-style-type: none"> ・編入する市町村 農業委員会は存続し、選挙による委員は在任。 ・編入される市町村 農業委員会は消滅し、選挙による委員は失職。 	編入する市町村の従前の定数	編入する市町村の委員の残任期間	<ul style="list-style-type: none"> ・編入する市町村 選任委員は在任 ・編入される市町村 選任委員は失職 	農委法第3条第1項
		特例 (合併特例法)	<ul style="list-style-type: none"> ・編入する市町村 農業委員会は存続し、選挙による委員は在任。 ・編入される市町村 農業委員会は消滅し、選挙による委員は存続できる。ただし、右記の定数を超えるときは、編入される市町村の選挙委員で互選する。 	編入する市町村の従前の定数+協議により40を超えない範囲で定められた数	編入する市町村の委員の残任期間	<ul style="list-style-type: none"> ・編入する市町村 選任委員は在任 ・編入される市町村 選任委員は失職 	農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項・第2項

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<p style="text-align: center;">参考資料</p>	<p>原則及び合併特例法の適用パターン等（編入合併の場合）</p> <p>1. 原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併後1農業委員会を設置する場合（原則） <p>編入される尾西市及び木曾川町の農業委員会は消滅し（したがって、編入される尾西市及び木曾川町の農業委員会の選挙委員、選任委員はともに失職）、編入する一宮市で1個の農業委員会となる。（編入する一宮市の農業委員会は、そのまま存続し、当該農業委員会の選挙委員、選任委員の身分はともに変動なし。）</p> <div style="text-align: center;"> <p style="margin-left: 200px;">（従前の一宮市の農業委員は在任。任期：残任期間。） （従前の尾西市の農業委員は失職。） （従前の木曾川町の農業委員は失職。）</p> </div> <p>2. 特例（在任特例）（合併特例法 第8条第1項、第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併後1農業委員会を設置する場合 <p>2市1町の各農業委員会の選挙委員であって、合併後新たに一宮市農業委員会の委員の被選挙権を有することになる者（編入される尾西市及び木曾川町の選挙委員）は、2市1町の協議により40人を超えない範囲で定められた数の者に限り、編入をする一宮市農業委員会の選挙委員の残任期間は、引き続き合併後の一宮市農業委員会の選挙委員として在任することができる。</p> <p>なお、この特例措置は、2市1町の協議（協議は2市1町の各議会の議決を経なければならない。また、その協議が成立したときは、2市1町は、直ちにその内容を告示しなければならない。）により講ずることができる。</p> <p>また、選任委員については、編入する一宮市農業委員会の選任委員は引き続き在任するが、編入される尾西市及び木曾川町の農業委員会の選任委員は、失職する。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="margin-left: 200px;">（従前の一宮市の農業委員は、選挙・選任委員とも在任。） （従前の尾西市の選挙による委員は在任。選任委員は失職。） （従前の木曾川町の選挙による委員は在任。選任委員は失職。）</p> </div>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
農業委員会等に関する法律 (抜粋)	<p>(設置)</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。</p> <p>4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。</p> <p>5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は当該市町村に農業委員会を置かないことができる。</p> <p>6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。</p> <p>(選挙による委員)</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p> <p>(選任による委員)</p> <p>第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <p>(1.) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人</p> <p>(2.) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。</p> <p>2～5 -略-</p> <p>(境界の変更の場合の特例)</p> <p>第34条 市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を新たにその区域に包含することとなる市町村に対する当該廃置分合又は境界変更の場合における第3条第2項の規定の適用については、同項中「都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に」とあるのは「廃置分合又は境界変更の関係市町村の長が政令の定めるところにより、当該廃置分合又は境界変更の日までに都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該承認に係る区域及びその他の区域に」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い												
農業委員会等に関する法律施行令 (抜粋)	<p>(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)</p> <p>第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。</p> <p>(選挙による委員の定数の基準)</p> <p>第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">定数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>(1) その区域の農地面積が1,300[㊦]以下の農業委員会 (2) 10[㊦]以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数(以下の「基準農業者数」という)が、1,100以下の農業委員会</td> <td style="text-align: center;">20人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員</td> <td style="text-align: center;">30人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>その区域内の農地面積が、5,000[㊦]を超え、かつ、基準農業者数が、6,000を超える農業委員会</td> <td style="text-align: center;">40人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(選挙区の基準)</p> <p>第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600人以上となるようにしなければならない。</p>		区分	定数基準	1	(1) その区域の農地面積が1,300 [㊦] 以下の農業委員会 (2) 10 [㊦] 以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数(以下の「基準農業者数」という)が、1,100以下の農業委員会	20人以下	2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員	30人以下	3	その区域内の農地面積が、5,000 [㊦] を超え、かつ、基準農業者数が、6,000を超える農業委員会	40人以下
	区分	定数基準											
1	(1) その区域の農地面積が1,300 [㊦] 以下の農業委員会 (2) 10 [㊦] 以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数(以下の「基準農業者数」という)が、1,100以下の農業委員会	20人以下											
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員	30人以下											
3	その区域内の農地面積が、5,000 [㊦] を超え、かつ、基準農業者数が、6,000を超える農業委員会	40人以下											
市町村の合併の特例に関する法律 (抜粋)	<p>(農業委員会の委員の任期等に関する特例)</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間 2. 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間 												

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 農林水産分科会

協議項目			
先進事例	市町村名	合併期日	調整方針
	新発田市	H15.7.7	豊浦町の農業委員会は、新発田市の農業委員会に統合する。 豊浦町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第2号の規定により新発田市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
	静岡市	H15.4.1	新市に一つの農業委員会を置き、両市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
	山県市	H15.4.1	新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった物は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
	新居浜市	H15.4.1	(1) 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。 (2) 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 佐伯町及び吉和村の農業委員会は、廿日市市の農業委員会に統合するものとする。 (2) 佐伯町及び吉和村の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、廿日市市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。
	さいたま市	H13.5.1	3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
	西東京市	H13.1.21	農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

協 議 附 属 資 料

<協議経環第10号 23-29 その他事業>

平成16年1月22日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
経済環境小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 収益事業分科会

協議項目	その他事業			
調整の方針	競輪事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 競輪事業	<p>1. 競輪開催 平成14年度実績 回数：12回 日数：70日 入場者数：370,902人 車券売上金：17,042,613,100円</p> <p>2. 場外開設（併用発売を含む） 平成14年度実績 開設回数：30回 開設日数：102日 入場者数：388,270人 車券売上金：6,078,545,400円</p> <p>3. 施設 平成15年4月1日現在 敷地面積：43,935.5㎡ 収容人員：25,000人 駐車場面積：68,052.48㎡ (3,400台収容)</p>			<p>現行のとおり、競輪開催および場外開設を実施する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 収益事業分科会

協議項目	その他事業
<p>自転車競技法 (抜粋)</p>	<p>(自転車競走の施行) 第1条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。 2～5 一略— 6 競輪施行者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、自転車競技会又は私人(第1号に掲げる事務にあつては、自転車競技会に限る。)に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて経済産業省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。 1. 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務 2. 車券の発売又は第9条の規定による払戻金若しくは第9条の3第5項の規定による返還金の交付(以下「車券の発売等」という。)に関する事務 3. 前2号に掲げるもののほか、競輪の実施に関する事務(経済産業省令で定めるものを除く。)</p> <p>(届出) 第2条 競輪施行者が、競輪を開催しようとするときは、経済産業省令の定めるところにより、経済産業局長及び都道府県知事を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(車券発売施設の設置) 第4条 車券の発売等の用に供する施設を競輪場外に設置しようとする者は、経済産業省令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。当該許可を受けて設置された施設を移転しようとするときも、同様とする。 2～4 一略—</p> <p>(払戻金) 第9条 競輪施行者は、勝者投票法の種類ごとに、勝者投票の的中者に対し、その競走についての売上金(車券の発売金額から、第9条の3の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。)の額の100分の75に相当する金額を、当該勝者に対する各車券にあん分して払戻金として交付する。 2～5 一略—</p> <p>(競輪の収益の用途) 第11条 競輪施行者は、その行う競輪の収益をもって、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。</p>

競輪事業 特別会計

平成14年度 決算調書総括表

単位:円

(歳 入)

1 款	事業収入 (収入未納額)	17,608,761,186 1,953,000)
2 款	財産収入	3,299,432
3 款	繰越金	537,329,400
4 款	繰入金	151,870,000

歳 入 合 計	18,301,260,018
---------	----------------

(歳 出)

1 款	競輪事業費	17,800,678,711
2 款	繰出金	40,000,000
3 款	諸支出金 (内基金積立金)	275,850,873 80,004,565)
4 款	予備費	0

歳 出 合 計	18,116,529,584
---------	----------------

※ 歳入歳出差引額	184,730,434
-----------	-------------

市営競輪開催事業

通常開催分(平成14年度)

開催月	日数(日)	車券発行高(円)	うち電話投票(円)	入場人員(人)	1人当たり購入額(円)
4月	6	1,146,220,000	101,749,500	34,685	30,100
5月	6	1,338,302,200	250,259,100	36,026	30,200
6月	6	1,099,057,400	129,747,900	33,084	29,200
7月	6	902,819,900	62,105,000	28,451	29,500
8月	6	1,143,669,800	113,766,200	33,501	30,700
9月	6	889,582,400	107,177,600	27,147	28,800
10月	6	1,189,173,700	136,135,200	31,932	31,100
11月	6	901,048,100	108,177,700	28,770	27,500
12月	4	5,411,853,000	610,049,400	25,552	32,000
1月	6	1,062,745,600	156,122,500	29,478	30,700
2月	6	1,089,966,600	186,107,300	32,012	28,200
3月	6	868,174,400	82,039,300	30,264	25,900
計(A)	70	17,042,613,100	2,043,436,700	370,902	29,500
13年度(B)	72	18,905,663,000	2,607,611,100	427,799	32,800
差引(A)-(B)	△ 2	△ 1,863,049,900	△ 564,174,400	△ 56,897	△ 3,300

※1人当たり購入額は本場車券発売高より算出し、100円未満切捨て。

10月競輪 場外発売 福井競輪場

12月競輪 場外発売 函館競輪場はじめ28場

場外11Rのみ併用発売 青森競輪場はじめ12場

過去10年間の「収支決算状況・競輪施設整備事業基金の推移・一般会計繰出金の状況」

参考資料3

収支決算状況(単位:千円)

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
歳入	22,227,787	19,975,441	20,845,759	19,875,072	21,366,396	46,463,626	17,380,952	23,345,963	21,615,647	18,301,260
歳出	21,557,067	19,463,387	20,350,078	18,473,690	20,851,423	45,916,846	16,978,963	22,701,237	21,078,318	18,116,530
差引	670,720	512,054	495,681	1,401,382	514,973	546,780	401,989	644,726	537,329	184,730

競輪施設整備事業基金の推移(単位:千円)

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
	3,358,146	3,027,229	3,084,746	2,002,695	4,193	4,231	4,246	274,258	435,052	363,187

一般会計繰出金の状況(単位:千円)

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
	1,800,000	1,400,000	1,100,000	800,000	500,000	1,000,000	650,000	130,000	80,000	40,000

41回オールスター